

(仮称) 小牧市地域こども子育て条例 (素案)

目次

前文

第1章 総則 (第1条－第3条)

第2章 こどもの務め (第4条)

第3章 大人の責務 (第5条－第9条)

第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進 (第10条－第14条)

第5章 推進体制 (第15条－第18条)

附則

私たち小牧市民は、

- 一. こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一. 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一. 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

の実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、平成27年5月に宣言しました。

こどもは「小牧の宝」であり、一人ひとりが、様々な個性や能力や夢を持ったかけがえのない存在です。

小牧市には、小牧山をはじめとする美しい自然、歴史に彩られた豊かな文化や充実した子育て施設など、子育てやこどもの成長にとって恵まれた環境が整っています。

この小牧の地において、全てのこどもが家庭や地域の愛情に包まれながら今を幸せに生きることができ、地域に深い愛着と誇りを持ち、夢を育み、夢に挑戦し、輝きながら成長できることは、私たちの願いです。

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい、魅力あるまちになっていくと確信します。

こどもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で協力してこどもを育て（協育）いくことにより、親や周りの大人も共に学びあい成長（共育）していきます。

私たちは、こうした考えのもと、こどもを中心に世代を超えて全ての人

がつながり、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こども及びその家庭を支援し、応援することについて、基本理念を定め、保護者、地域住民、事業者、学校等及び市の責務を明らかにすることにより、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいいます。
- (2) 保護者 親又は親の代わりにこどもを育てる立場にある者をいいます。
- (3) 地域住民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人（第1号に規定するこどもを除く。）及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいいます。
- (4) 学校等 学校、保育園、幼稚園及び児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として入所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (6) 大人 第1号に規定するこどもを除く全ての者をいいます。

(基本理念)

第3条 こども及びその家庭を支援し、応援することについての基本的な考え方は、次のとおりとします。

- (1) 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、こどもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とします。
- (2) 大人は、こどもや子育て家庭に関心と理解を持つとともに、自らが規範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割と責任を自

覚することができるよう支援を行うものとします。

- (3) 大人は、こどもの育成に関して、それぞれの責務を自覚し、主体的に取り組むとともに相互に連携し、及び協働して行うものとします。

第2章 こどもの務め

(こどもの務め)

第4条 こどもは、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項について、取り組むよう努めるものとします。

- (1) 自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。
- (3) 夢を持って努力する気持ちを大切にし、考えて行動すること。
- (4) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加すること。

第3章 大人の責務

(保護者の責務)

第5条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす責務を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、こどもの年齢及び成長に応じた支援や指導を行うよう努めるものとします。

- 2 保護者は、こどもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すよう努めるものとします。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、学校等と連携し、地域の中でこどもを見守り、こどもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

- 2 地域住民は、こどもが地域の自然や文化を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験の機会を提供するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業者は、地域社会の一員として、市や学校等と連携し、こどもの育成に関する活動を支援し、協力するよう努めるものとします。

(学校等の責務)

第8条 学校等は、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 学校等は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域内のつながりの拠点のひとつとして、情報等様々な資源を地域に提供し、積極的に地域と交流するよう努めるものとします。

(市の責務)

第9条 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関する施策を実施するものとします。

2 市は、保護者、地域住民、事業者及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。

3 市は、この条例の目的や内容について、周知及び啓発を行うものとします。

第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進

(家庭への支援)

第10条 市、地域住民、事業者及び学校等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援に努めるものとします。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行うものとします。

(こどもの成長への支援)

第11条 市は、こどもの健やかな育ちの支援とともに夢に挑戦する環境を整備するため、保護者、地域住民、事業者及び学校等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) こどもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) こどもが利用しやすい公共施設整備など良好な育ち、学びの生活環境の確保

(3) 自然や地域社会との関わりなど多様な経験を通じたこどもの夢を育むための支援

(有害・危険な環境からの保護)

第12条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもを犯罪、交通事故、災害の被害その他のこどもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとします。

2 市、保護者及び学校等は、こどもに対して情報モラル教育を行うよう努めるものとします。

(虐待等への取組)

第13条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとします。

2 市、保護者、地域住民及び学校等は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

(相談体制の充実)

第14条 市及び学校等は、こどもが自分自身のこと、家庭及び学校のこと等について、安心して相談することができる場の提供を行うものとします。

2 市及び学校等は、こどもの育成に関する保護者の意見交換や相談の場の提供を行うものとします。

3 市及び学校等は、こどもからの相談やこどもにかかわる相談に対し、すみやかに対応するとともに、地域住民及び関係機関と連携し、及び協働し、こども及びその家庭の救済及び回復を図るものとします。

第5章 推進体制

(こども・子育て会議)

第15条 市は、地域全体でこどもを育むまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、こどもに関する施策の実施状況を検証するため、こども・子育て会議(以下「会議」といいます。)を置きます。

(所掌事務)

第16条 会議は、市長その他執行機関の求めに応じ、こどもに関する施策の実施状況に関することのほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項について調査審議を行います。

2 会議は、前項に規定する事項に関し、市長その他執行機関に報告し、又は意見を述べるものとします。

(組織等)

第17条 会議は、委員25人以内で組織します。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱します。

3 委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。